

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」についての意見

2016.12.19 食品表示部会委員

渡辺 健介

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」について、食品表示部会で議論するにあたり、検討時間がかなり限られていることから、意見を文書として提出しておきたいと思います。

1. 最も検討すべき課題である「すべての加工食品に原料原産地表示が必要か？」ということについて、閣議決定ということで検討を封印してしまったのは問題である。

検討会は、「加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」目的で発足しましたが、T P Pの検討過程で「ブランド力を発揮するための環境整備」の項目で「全ての加工食品への導入に向け、・・・」と閣議決定された以降は、「本当にすべての加工食品に原料原産地表示が必要か？」ということについて検討することを封印し、そのための方策の検討だけをするようになりました。その結果、実行可能性を担保するため、優良誤認を引き起こしかねない表示方法が必要となってしまったのではないかと考えております。やはり、消費者の商品選択のための情報という原点に立ち返って、原料原産地表示が必要な加工食品の範囲について、きっちりと議論すべきと考えます。

2. 経過措置期間は、食品表示基準全体の経過措置期間を延長するという形で、しっかり確保すべきである。

事業者が表示事項を改訂して新たな容器包装を製作する場合、大きな法改正の場合はデザインも合わせて検討しなければならないため、変更項目をすべて網羅した形で実施いたします。昨年4月の食品表示基準施行時には今回の原料原産地表示は含まれておらず、また今回の原料原産地表示は非常に大きな改訂内容であるため、昨年4月の改訂内容も含め、一度ですべてを改訂する事業者も多々あります。

また、今回の原料原産地表示制度は、表示方法の選択と過去の実績調査という従来の改訂にはない膨大な作業が必要になることから、多くの商品を抱える事業者にとってはかなりの時間を必要とします。

以上のことより、原料原産地表示の経過措置期間として5年は必要と考えており、それと合わせ、食品表示基準全体の経過措置期間として、その期間を設定いただきたい。

3. 表示媒体を容器包装に限定するのではなく、インターネットでの表示も可としていただきたい。

検討会の中でも意見が出ましたが、原料は商品の品質を維持するため、様々な原産地から調達する場合があります。それを容器包装ですべて表示させようとすると、「可能性表示」や「大括り表示」のような、優良誤認を招きかねない、消費者にとっても事業者にとってもメリットの薄い表示方法を採用せざるを得なくなります。現在では、インターネットが簡単に見ることができるようになってきていることから、インターネットでの表示も可としていただくことにより、原料を頻

繁に切り替える場合でも対応がしやすくなることから、ぜひインターネットでの表示を可としていただきたい。

4. 「取りまとめ」について国民から広く意見を募るため、パブリックコメントを実施していただきたい。

今回の原料原産地表示は、ほとんどの国でいまだ実施していない制度であり、日本の食糧調達にも大きな影響を及ぼす可能性があります。広い観点からの検討が必要であると思いますので、ぜひ、「取りまとめ」についてのパブリックコメント募集を実施していただきたい。

以上